

上下水道料金・公営企業会計システム更新業務

実施要領

令和7年9月

吉川市水道事業

目次

第1章 業務概要.....	1
1 業務の目的.....	1
2 業務の概要.....	1
第2章 事業者の選定に関する事項.....	2
1 事業者の応募及び選定方法.....	2
2 応募資格要件.....	2
3 応募資格確認.....	4
4 応募資格要件喪失時の取扱い.....	4
5 実施スケジュール.....	4
6 応募資格確認申請書の受付.....	5
7 実施要領等に関する質問の受付.....	6
8 提案書等の受付.....	6
9 提案書提出の辞退.....	9
10 プレゼンテーション及びヒアリング.....	10
11 提案書等の審査.....	10
12 失格事項.....	11
13 契約の締結.....	11
第3章 その他.....	12
1 留意事項.....	12
2 問合せ先.....	12

第1章 業務概要

1 業務の目的

吉川市水道事業の上下水道料金・給水受付システム（以下「料金システム」という。）及び公営企業会計システム（以下「会計システム」という。）は、令和9年9月30日で各々の契約期間が満了となり、システム機器の性能劣化や保守サポートの問題等により事業運営に支障をきたす恐れがあることから、次期システムの構築及び運用を、高度な技術と豊富な経験を持つ民間事業者を求めるものである。

次期システムに当たっては、現状、料金システムと会計システムを個別に契約しているものを統合システムとして構築し、契約の一本化を図り契約事務の簡素化を図るとともに、より一層質の高い行政サービスの実施、事務処理の効率化、利便性、操作性の向上が図れるシステムを円滑に構築できる事業者を選択して導入するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

上下水道料金・公営企業会計システム更新業務

(2) 対象システム

ア 上下水道料金システム

イ 給水受付システム

ウ 公営企業会計システム

(3) 業務履行期間

業務履行期間 契約締結日から令和14年9月30日まで

・準備期間 契約締結日から令和9年9月30日まで

・本稼働 令和9年10月1日から令和14年9月30日まで

※但し、システム保守・運用はシステム本稼働後とし、詳細な日程については、市と協議の上決定するものとする。

(4) 提案上限額

91,550,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

なお、上限額は、導入費用（機器含む）及び保守委託料（60ヵ月）を合算したものとする。

(5) 支払方法

ア 導入費用

システム本稼働後に、受注者に対して一括で支払いを行う。

イ 保守委託料

令和9年10月1日から保守及び運用サービス等の長期継続契約により月払いで支払う。（令和9年10月から令和14年9月までの60ヵ月）

第2章 事業者の選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、高度な技術と豊富な経験の活用を図るため、公募型プロポーザル方式により実施し、応募事業者には、提案書等の提出とともに、当該提案に基づくプレゼンテーションの実施を求め、ヒアリングを実施するものとする。

2 応募資格要件

応募事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 吉川市水道事業契約規程（平成22年吉川市水道事業管理規程第8号。以下「契約規程」という。）第4条の規定により例によることとされる吉川市契約規則（昭和39年吉川町規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定により吉川市の一般競争入札に参加させないものとされた者でないこと。
- (3) この業務の公告日から提案書提出締切日までの期間に、契約規程第4条の規定により例によることとされる吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和63年吉川町告示第25号）に規定する指名停止措置及び契約規程第4条の規定により例によることとされる吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年吉川市告示第59号）に規定する指名除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 役員等（応募事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (5) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 応募できる者の形態は、単体企業とする。
- (8) 応募資格確認基準日において、国税、県税及び市税が完納されていること。
- (9) 令和7・8年度吉川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

(10) 吉川市長、吉川市議会議員が、応募しようとする企業の役員等に就任していないこと（企業経営に関与していないこと）。

(11) 本件プロポーザルに応募する他の応募事業者との間に、次に示す（ア）から（エ）に示す関係がないこと。

なお、役員とは次の者とする。

ア 会社等の代表権を有する取締役

イ 取締役（社外取締役を含む。但し委員会等設置会社の取締役を除く。）

ウ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

エ 名称が異なってもアからウのいずれかの職務権限等に該当する者

但し、監査役、執行役員は役員としない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する場合。但し、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は、子会社等の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社、又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a. 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

以下同じ）と子会社等の関係にある場合

b. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する場合。但し、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a. 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b. 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

c. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他

a. 複数の法人又は個人により構成される組合等と、その組合を構成する法人又は個人の関係にある場合

b. 共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に資本関係又は人的関係があると認められた場合

c. 上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(エ) その他本件プロポーザルの適正な実施が阻害されるおそれがあると認められる場合

(12) 提案するシステムは、応募事業者により設計・開発されたパッケージシステムであること。

(13) 次に掲げる公的資格を有すること。

ア 品質マネジメントシステムの国際規格である ISO9001 の認証

イ 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者の認証（プライバシーマーク）

ウ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である ISO27001 の認証

※上記を有しておらず準じた認証を有している場合には提案書に記載し、市の判断を仰ぐこと。

(14) 人口7万人以上の埼玉県内の地方公共団体において第1章2（2）に掲げる対象システムの導入実績があること。

3 応募資格確認

応募事業者は、応募資格要件を満たすことを証明するため、応募資格の確認を受けなければならない。なお、応募資格確認基準日は、応募資格確認申請書提出日とする。

4 応募資格要件喪失時の取扱い

(1) 応募資格確認基準日から提案書提出日までの間に、応募企業が応募資格要件を欠くに至った場合は、プレゼンテーションに参加することができない。

(2) 提案書提出日から優先交渉権者決定日までの間に、応募企業が応募資格要件を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。

(3) 優先交渉権者決定日から契約締結日までの間に、優先交渉権者が応募資格要件を欠くに至った場合、失格とする。

5 実施スケジュール

項目	日程
募集公告及び実施要領等の公表	令和7年9月22日
実施要領等に関する質問の受付期間	令和7年9月22日～ 令和7年10月8日
実施要領等に関する質問の回答公表	令和7年10月16日

応募資格確認申請書の受付期間	令和7年9月22日～ 令和7年10月22日
応募資格審査結果の通知	令和7年10月30日
提案書の受付期間	令和7年10月31日～ 令和7年11月21日
提案書事前審査結果の通知	令和7年12月3日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和7年12月中旬
選考結果の通知	令和7年12月下旬
審査結果及び優先交渉権者の公表	令和7年12月下旬
契約締結	令和8年1月中旬

※都合により日程が変更となる場合は、各応募事業者へ連絡する。

6 応募資格確認申請書の受付

(1) 応募表明書等の提出

応募事業者は、下記の通り応募表明書等を提出すること。

ア 提出書類

- ・ 応募表明書等 一式（様式1-1～4）

※必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

- ・ 添付書類

- (ア) 会社概要（任意様式）
 - (イ) 営業経歴書（任意様式）
 - (ウ) 営業所一覧表（任意様式）
 - (エ) 財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書（各直前2営業年度分）
 - (オ) 納税証明書（国税、県税及び市税に未納がないことを証明するもの。発行されない場合は直前2年分の納税証明書）
 - (カ) 第1章2（13）を証する証明書等の写し
 - (キ) 第1章2（14）の実績が分かる業務内容の文書の写し
- ※上記（ア）から（ウ）は最新のものとし、内容が確認できる場合は、パンフレットも可とする。

イ 提出期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月22日（水）まで

ウ 提出先

第3章2問合せ先まで

エ 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。

上記提出期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時及び土曜日、日曜日・祝日を除く）に提出すること。但し、郵送の場合は、提出期間内の必着とし、到着確認は事業者の責任において行うこと。

オ 応募資格確認結果

応募事業者に対し、令和7年10月30日（木）までに、応募資格確認結果通知書により通知する。

カ 応募資格確認結果に関する説明要求

応募資格確認結果の通知により、応募資格を有していないとされた応募事業者は、市に対して応募資格確認結果に関する説明要求書（様式3）により、説明を求めることができる。市は当該応募事業者に対して書面により回答するものとする。

7 実施要領等に関する質問の受付

応募事業者は、実施要領等について質問がある場合は、下記の通り提出すること。

(1) 提出書類

実施要領等に関する質問書（様式2）

(2) 提出期間

令和7年9月22日（月）午前9時から令和7年10月8日（水）午後4時まで

(3) 提出先

第3章2問合せ先まで

(4) 提出方法

実施要領等に関して質問がある場合は、実施要領等に関する質問書（様式2）を作成し電子メールにより提出すること（着信確認は送信者の責任において行うこと）。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(5) 回答方法

令和7年10月16日（木）に市のホームページを通じて行うものとする。

8 提案書等の受付

市より応募資格確認結果通知を受けた応募事業者は、提案書等を下記の通り提出すること。

(1) 提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 提案書（様式4-1～3及び任意様式）

- ・応募事業者を特定できる表現（ロゴマーク等を含む。）を用いないこと。
- ・別に定める事業者選定基準の審査項目を参考に、提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを記載すること。
- ・記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とすること。

- ・ A 4 版縦 横書 左綴じ 両面印刷 4 0 ページ以内。（表紙・目次は含まない）
- ・ 文字サイズは 1 2 ポイント以上とすること。但し、図表等の注釈として用いる場合はこの限りではない。
- ・ 提出部数 1 1 部（正 1 部副 1 0 部）
- ・ 正 1 部は、事業者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記載の上、代表者印を押印すること。
- ・ 本業務において提案をすることができるのは 1 案のみとする。
- ・ 提出期限後の提案書の差し替えは認めない。（市が補正等を求める場合を除く）

(イ) 見積書（様式 4-4）

- ・ 添付書類として見積内訳書（様式 4-5）に積算の内訳が判別できるように、可能な限り詳細に記載し提出すること。
- ・ 見積書には、社名及び代表者氏名を記載の上、代表者印等を押印、見積書提出日を記載し、封筒に入れて提出すること。
- ・ 封筒は長 3 号サイズとし、件名及び応募事業者名を記載し、封筒継ぎ目を封印すること。
- ・ 見積書については下記の内容に従い明記すること。
 - a. システム移行に伴うデータ抽出費用（一時経費）
 - ・ 本業務の契約を締結し、次回のシステム選定において、他の事業者が選定されたことを前提に、データ提供に必要となる全ての経費を見積もること。
 - ・ データ提供回数は 5 回とし、提供方法は C S V 形式、提出書類は各種設定区分表、定義書（項目名、型、長さ、必須項目等）を添付することを前提とする。
 - ・ データ提供後における質疑応答についても対応するものとし、指定された期限内に回答できることが前提の見積内容であること。
 - b. システム導入費用
 - ・ ハードウェア（ソフトウェア含む）費用
 - ・ システムパッケージ費用（ライセンス料）
 - ・ システム導入費用
 - ・ システムカスタマイズ費用
 - ・ データ移行費用
 - ・ システム導入支援費用
 - ・ その他
 - c. 保守費用・ネットワーク費用（6 0 カ月の保守費用を計上すること）
 - ・ ハードウェア保守料

- ・ソフトウェア保守料
- ・ネットワーク費用

d. その他経費

- ・ a から c に含まれないその他経費

(ウ) 機能要求書 (様式 4-6)

令和 7 年 9 月 30 日時点で対応可能・対応不可能・カスタマイズ又はオプションで対応可能を区別し、該当欄に記号を記入し、11 部提出すること。なお、カスタマイズ又はオプションで対応可能の場合は、見積内訳書 (様式 4-5) に費用を明記すること。

イ 提出期間

令和 7 年 10 月 31 日 (金) から令和 7 年 11 月 21 日 (金) まで

ウ 提出先

第 3 章 2 問合せ先まで

エ 提出方法

直接持参すること。

上記提出期間の午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時及び土曜日、日曜日・祝日を除く) に提出すること。

(2) 提案書記載事項

機能要求書 (様式 4-6) に基づき、次の項目について提案書を作成すること。

ア 会社概要

- ・企業情報
- ・事業内容
- ・公的認証の取得状況

イ 導入実績

- ・上下水道料金システムの導入実績
- ・給水受付システムの導入実績
- ・公営企業会計システムの導入実績

ウ 提案における基本的な考え方

エ 提案システムの構成及び特徴

- ・上下水道料金システムの構成及び特徴
- ・給水受付システムの構成及び特徴
- ・公営企業会計システムの構成及び特徴
- ・各システム間連携
- ・代替案に関する説明
- ・ハードウェア構成
- ・ネットワーク構成 (外部接続回線を含む)
- ・セキュリティ対策

- ・信頼性
- オ 業務実施体制・方法
 - ・実施体制
 - ・実施方法
- カ スケジュール
- キ データ移行方法
 - ・移行実績
 - ・移行方法
 - ・職員負担軽減策
 - ・契約終了に係るデータ抽出及び資料作成作業
- ク システム稼働準備
 - ・マニュアル類整備
 - ・操作研修
 - ・本稼働支援
- ケ システム運用保守
 - ・保守実施体制
 - ・問い合わせ対応
 - ・保守業務の範囲
 - ・追加費用の考え方
- コ その他提案

9 提案書提出の辞退

応募資格確認申請書を提出後、応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式5）に必要事項を記載の上、1部提出すること。

提案書を提出した後に応募を辞退する場合には、提出先の担当に連絡すること。下記の提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認めないが、辞退するに至った事情等を聞いた上で取り扱いを決定することとする。但し、提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 提出期間

令和7年10月14日（火）から令和7年11月21日（金）まで

(2) 提出先

第3章2問合せ先まで

(3) 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。

上記提出期間の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時及び土曜日、日曜日・祝日を除く）に提出すること。但し、郵送の場合は、提出期間内の必着とし、到着確認は事業者の責任において行うこと。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

提案内容やシステムイメージを十分に把握するため、提案書を提出した応募事業者に対し、提案内容の説明やシステムのデモンストレーションを求めるとともに、当該内容に対するヒアリングを下記の通り実施する。なお、公平を期すため応募事業者名を伏せ、非公開とする。

(1) 実施予定時期

令和7年12月中旬

※応募事業者ごとの実施日時及び場所は、別途通知する。

(2) 時間配分

- ・プレゼンテーション 40分
- ・ヒアリング 20分

(3) 参加者

プレゼンテーションには、本業務における責任者が必ず出席し、プレゼンテーション全体の進行管理を行うこと。なお、応募事業者の参加人数は、5名以内とする。

(4) 使用機材

プレゼンテーションに必要なプロジェクタ（HDMIケーブル含む）及びスクリーンは、市が用意する。応募事業者は、それ以外の必要な機器を用意すること。

11 提案書等の審査

事業者の選定については、次の通り実施する。なお、詳細は、別に定める事業者選定基準に示すものとする。

(1) 審査基準及び配点表

評価項目	配点
ア 提案書・プレゼンテーション	60
イ 機能要求書（様式4-6）	20
ウ 見積書（様式4-4）及び見積内訳書（様式4-5）	20
合計	100

(2) 審査方法

- ・提出された提案及びプレゼンテーション内容を別に定める事業者選定基準に基づき吉川市水道事業プロポーザル方式による事業者選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和7年12月下旬に通知する。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も適したものを契約の相手方として優先交渉権者として決定する。

(5) 選考結果の通知等

市は、吉川市水道事業プロポーザル方式による事業者選定委員会における審査及び選考の結果をとりまとめて、速やかに応募事業者に対して「審査結果通知書」により通知するとともに、市のホームページで公表する。公表内容は別に定める事業者選定基準に示す総合評価点及び審査項目別評価点について公表する。事業者名は優先交渉権者名を公表し、次順位以下は匿名化する。なお、電話及びメールによる問い合わせには応じない。

(6) その他

応募事業者が1者の場合においても審査を実施するものとし、応募事業者がない場合においては、その旨を速やかに市のホームページで公表するものとする。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募事業者が応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合は除く）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 提案書に必要な項目を満たしていない場合
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (9) 提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- (10) 本業務について2案以上の企画提案をした場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 3 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ・優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和8年1月中旬までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。
- ・優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと市が判断した場合及び契約不成立により市に著しい損害が生じた場合には、優先交渉権者である事業者に対して指名停止措置等を行うことがある。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

但し、規則第34条第3号の規定により市が認めた場合は免除とする。

第3章 その他

1 留意事項

(1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。なお、本業務における審査以外では使用しない。

(2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3) 提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、市は一切賠償の責を負わない。

(4) 提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、全て応募事業者の負担とする。

2 問合せ先

〒342-0016 埼玉県吉川市大字会野谷496番地

吉川市都市建設部水道課 庶務担当

電話： 048-982-7711

電子メール： suidou2@city.yoshikawa.saitama.jp